

財 理 第 1 2 2 4 号
平成 1 5 年 4 月 1 日

日本銀行業務局長 守田 道明 殿

財務大臣 塩川 正十郎

「石油債券承継国債を取り扱うことについての同意に関する件」について

平成 1 5 年 3 月 2 4 日付業第 6 3 8 号をもって依頼のあった標記のことについては、同意をすることとし、当該同意に係る承継国債の告示（平成 1 5 年 4 月財務省告示第 1 9 0 号から第 2 5 6 号まで）を行ったので通知する。

財 理 第 1 2 2 5 号
平成 1 5 年 4 月 1 日

日本銀行総裁 福井 俊彦 殿

財務大臣 塩川 正十郎

特例国債の内容の通知について

社債等の振替に関する法律（平成 1 3 年法律第 7 5 号）附則第 2 5 条の規定に基づき、別紙のとおり通知する。

なお、石油公団法及び金属鉱業事業団法の廃止等に関する法律（平成 1 4 年法律第 9 3 号）附則第 1 2 条第 2 項に規定する債務については、国が承継した際に通知する。